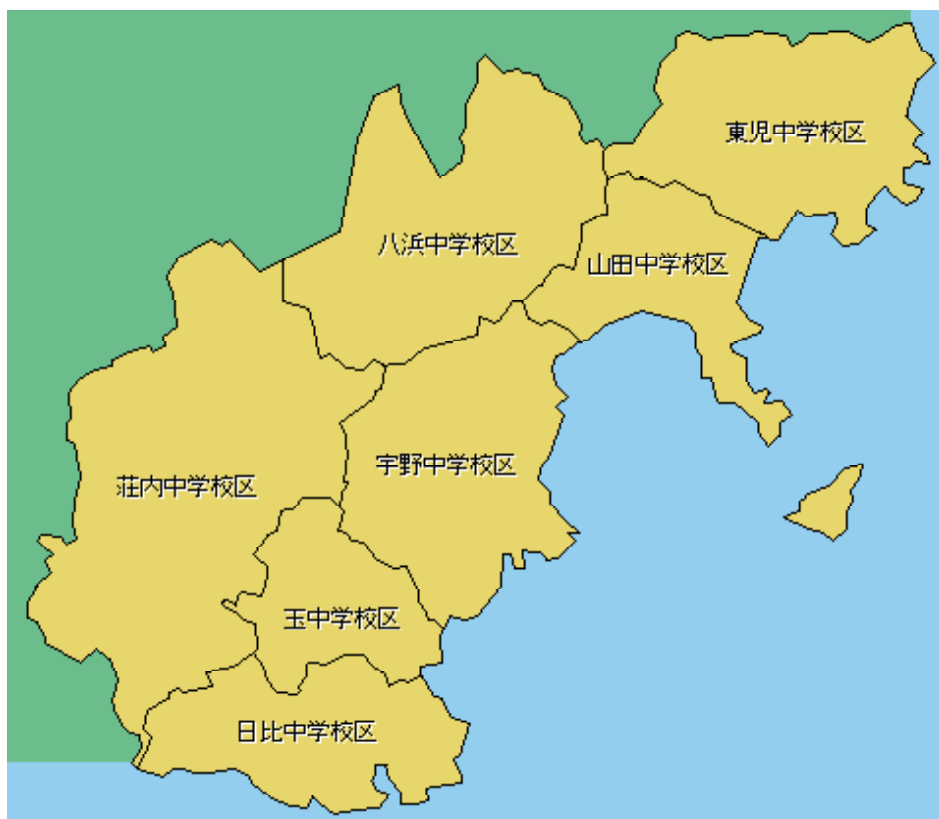


# 玉野市 いじめ防止基本方針



平成30年4月改定  
玉野市・玉野市教育委員会

# 目 次

はじめに	1
1 いじめの定義と認知について	
(1) いじめに正しく向き合う	2
(2) 被害児童生徒の立場に立った支援と毅然とした対応	2
2 行政が行ういじめの防止等に関する取り組み	
(1) いじめの未然防止への取組	4
(2) いじめの早期発見について	4
(3) いじめへの適切な対応について	5
(4) 玉野市いじめ問題対策連絡協議会について	6
(5) 玉野市いじめ問題対策専門委員会について	6
3 学校が行ういじめの防止等に関する取り組み	
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定と推進組織の構築	7
(2) いじめの未然防止のための取り組みの推進について	7
① 道徳教育の充実による豊かな心の育成	
② 体験活動等の推進による社会性の育成	
③ 児童生徒の主体的な活動の推進	
④ 情報モラル教育の充実	
⑤ 児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進	
⑥ 教職員の資質向上	
⑦ 特に配慮が必要な児童生徒への支援の充実	
⑧ 地域や家庭との連携促進	
(3) いじめの早期発見の取組の充実について	9
① 教育相談体制の充実	
② 校内の情報共有体制の整備	
③ 保護者や地域への情報提供依頼	
(4) いじめへの対応について	9
① いじめ認知時点で	
② 事実を明確にする	
③ 被害児童生徒への支援及び保護者への対応	
④ 加害児童生徒への指導及び保護者への指導助言	
⑤ いじめの構造を意識した集団への指導	
⑥ インターネット上の不適切な書き込み等への対応	
⑦ いじめの解消と継続的な指導	
⑧ 多様な外部人材の活用等による問題解決支援	
(5) 基本方針の具現化に向けて	11
<b>いじめ問題関係組織概略図</b>	12

# 玉野市いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、未然防止に向けて積極的に取り組んでいかなければなりません。

玉野市いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）は、児童生徒をいじめから守る、いじめに走らせないという目的の下、市関係部局や学校、地域住民や家庭その他の子どもに関わる関係者の連携を密にし、いじめの問題の克服に向けて積極的に取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。）第12条第1項の規定に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定いたしました。

また、平成30年4月、いじめ防止対策推進法施行後、3年が経過し、国・県の基本方針の見直しを受け、本市の基本方針も改定したところです。

いじめは、どの学校にもどの児童生徒にも起こりうるものであり、全ての児童生徒の生命や生き方に影響を与えかねない重大な問題です。

いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、学習や様々な活動に活発に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが起こることがないように、あらゆる手立てを講じて行われなければなりません。

そして、いじめの防止等の対策は、いじめは、被害児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす絶対に許されない行為であることについて、すべての児童生徒が十分に理解し、いじめを絶対に許さないという心を育成するように行われなければなりません。

また、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識するとともに、市関係部局、学校、地域住民、家庭その他の児童生徒を取り巻く関係者の協働連携を推進し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本市では「たくましく、まなんで、のびるたまのっ子」育成をスローガンに、豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成を目指して、中学校区一貫教育のもと、子どもたちの健全育成に取り組んでいます。

これからもこの基本方針の主旨を大切にしながら、児童生徒一人一人が笑顔に満ちあふれ、のびのび成長していく教育現場を実現していくため、いじめ防止等の対策を推進し、「たくましく、まなんで、のびるたまのっ子」育成に取り組んで参ります。

豊かな心と確かな学力を身につけ、自分の夢に向かって歩む子どもの育成

**たくましく!まなんで のびるたまのっ子**

# 1 いじめの定義と認知について

「いじめ防止対策推進法」による定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、いじめではないかという意識をもちながら、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

## (1) いじめに正しく向き合う



- いじめはどこにでも誰にでも起こりうるもの。
- いじめは生命又は身体に重大な危険を生じさせるもの。
- いじめは構造的なものであるもの。

児童生徒を取り巻くすべての大人は、いじめは、誰にでも、どの学校、どの集団でも、起こりうるものであるという意識のもと、見守り続けなければなりません。

とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が被害も加害も経験することが多いことや、何度も繰り返されたり、多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる場合がある等の危機意識を持ち、児童生徒の心に寄り添って対応していかなければなりません。

また、いじめには、加害児童生徒と被害児童生徒という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題、つまり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で見て見ぬふりをする「傍観者」の存在もあるといういじめの構造を理解しながら、すべての子どもたちに対して指導支援を行っていかねば解決しないものであるという認識を持たなければなりません。

## (2) 被害児童生徒の立場に立った支援と毅然とした対応



- いじめ認知の判断は被害児童生徒の立場から行う。
- いじめ認知は心に寄り添った姿勢で行う。
- 重大事態と認知したら警察等との連携をもつ。

いじめは、誰が見てもいじめとは思われないような行為であっても、被害児童生徒がいじめと受け取っているかどうかで判断すべきであり、被害児童生徒の立場に立つことが前提です。

また、被害児童生徒の気持ちを確認する際には、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、ねばり強く話を聞くとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認し、行為の起こったときの被害児童生徒本人や周辺の状況等を客観的に調査・確認することが重要です。

また、保護者から情報を得ることも大切です。

#### いじめの態様の例

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。(児童生徒間での順位付けも含む)
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

いじめの中には、犯罪行為として早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要な重大事態があります。

これらについては、様々な教育的な配慮や被害者への支援を考慮したうえで、ためらうことなく早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが大切です。

また、SNS等のインターネット上のいじめについては、被害が拡大するケースが多く、早期に警察等への相談が重要な場合があります。

被害児童生徒の心に寄り添った支援を最優先としながら、いじめの解決に向けた毅然とした対応が求められます。

#### いじめの重大事態例

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・長期に学校へ登校できなくなった場合

#### ※いじめ指導上の留意点

被害児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、指導の際に「いじめ」という言葉を使わないなど、柔軟な対応による対処も可能であります。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有すること及びいじめ事案として市教委に報告し、件数として計上することは必要となります。

また、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒について、当該児童生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については適切な指導が必要です。

## 2 行政が行ういじめ防止等に関する取り組み

### (1) いじめの未然防止への取組



- 学校教育での道徳教育や体験活動等の充実によるいじめ問題解決のための多角的な取組を推進する。
- 市内全体へいじめ問題についての様々な啓発を行う。
- 学校・地域・家庭の協働連携体制を整える。
- 保護者が子どもの規範意識の育成を図る責任があることを啓発する。

いじめの未然防止については、教職員が「いじめは誰にでも、どこにでも起こりうる。」ことを強く意識し、学校におけるいじめの未然防止の観点から明確にした積極的指導を推進することが重要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、適切な対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組を推進する必要があります。

また、いじめ問題解決のためには、学校における道徳教育や体験活動等の充実を図り、教育活動全体を通じて「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心を育成して、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが大切です。

そして、いじめに向かわせるストレス等々の要因を把握し、その改善を図りながら、ストレスに適切に対処できる力を育むという指導の方向性も重要であり、全ての児童生徒が安心して、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに取り組むことが重要です。

そこで、行政として、学校教育でのいじめの未然防止に向けた取り組みの充実を支援するとともに、現状をきめ細やかに把握しながら課題を明確にし、取組の一層の充実を図っていきます。

さらに、市民がいじめ問題は子どもの世界の問題だけでなく、社会全体の問題であることを意識し、いじめ問題への取組の重要性について認識を持つことで、学校、地域、家庭が一体となっていじめ問題に取り組むよう、様々な啓発活動を推進します。

また、保護者には子どもの教育について第一義的責任があり、我が子がいじめを行うことがないように日頃から正しい規範意識の育成に取り組むことが大切であるとともに、子どもが心の悩みを相談できる関係を保つよう努めることが重要であることを様々な機会を捉えて啓発していきます。

### (2) いじめの早期発見について



- 積極的にいじめを認識する意識の向上を目指す。
- いじめについての情報提供を積極的に行う風土を醸成する。
- 学校の教育相談体制の充実や市内の相談窓口の広報等により、児童生徒がいじめを訴えやすい環境を整える。

いじめの早期発見には、全ての大人が連携して、児童生徒のささいな変化に気付く力を高める必要があります。

このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを意識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知していこうとする意識をもつことが大切です。

また、すべての大人が、いじめの疑い段階であっても躊躇せず学校等へ情報を伝える責任があることを認識しなければなりません。

児童生徒を取り巻くすべての大人には、いじめを認知または疑いを持った場合は、すぐに学校等へ連絡し、情報を伝える責任があります。該当の学校が特定できる場合は学校へ、特定できない場合等は、玉野市教育委員会学校教育課へ連絡をして、情報を提供していただかなくてはなりません。

また、学校は、いじめを認知した場合は、教育委員会へいじめの詳細を報告しなければなりません。

行政としては、教職員のみならず、保護者や地域住民等に、いじめに関する情報を得た時点で、すぐに報告し、情報を共有していくことが重要であることを啓発することが重要であります。

いじめの早期発見のため、学校における定期的なアンケート調査、教育相談の取組状況の把握や市の電話相談窓口の周知等を推進し、児童生徒等がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守る風土を醸成していきます。

#### 【市内のいじめ相談窓口】

##### ◆玉野市教育委員会学校教育課

電話相談窓口 0863-32-5575

メール相談窓口 gakkoukyouiku@city.tamano.lg.jp

##### ◆玉野市教育サポートセンター教育支援室

電話相談窓口 0863-33-5115

メール相談窓口 kyouikusien-r@city.tamano.lg.jp

### (3) いじめへの適切な対応について



- いじめの認知があった場合は、協働して解決に取り組むとともに、支援人材の派遣や関係機関との連携等、様々な支援を行う。
- 重大事態が発生した場合は、事実調査等を適切に行う。
- 教職員のいじめに関する研修等の充実を図る。

いじめを認知した場合、学校は直ちに、被害児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に厳しく指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、学校は家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じて関係機関との連携を行っていかなければなりません。

そこで、行政としては、いじめ発生の報告があった場合、該当いじめ事案への対応について、教育委員会が中心となって学校への指導助言を行い、該当の保護者や関係機関との連絡調整に取り組む体制の充実に努めます。

また、重大事態が発生した場合は、必要に応じて学識経験者や司法・心理の専門家等からなる第三者機関を組織し、調査等による検証や、スクールカウンセラーやスクール

ソーシャルワーカー等の派遣による学校支援等の組織的対応を推進します。

さらに、重大事態事案については、その内容等について、議会等に報告するなどして隠蔽体質に陥らないように取り組みます。

いじめへの適切な対応を充実させるためには、教職員の指導力の向上が重要であり、教育委員会が中心となって、いじめの未然防止に向けた取組の在り方やいじめを把握した場合の対処の在り方等について、理解を深めるための研修体制を充実します。

また、全ての教職員の共通理解を図るため、年に複数回、いじめの問題に関する校内研修を実施するよう、取組を促します。

#### (4) 玉野市いじめ問題対策連絡協議会について



- いじめ問題解決のための連絡協議会を設置し、様々な視点で基本方針の具現化を図る。

子どもたち一人一人が笑顔に満ちあふれ、学校現場からいじめが無くなり、のびのび成長していく教育現場を実現するためには、学校教育におけるいじめ問題への様々な取り組みを推進し、市内全体のいじめ撲滅への意識向上を図る施策を充実させ、協働連携体制を整えなければなりません。

行政としては、いじめの防止等に関係する様々な取組の充実を推進し、関係機関と日頃から情報共有及び協働連携を図り、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成される玉野市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を組織し、いじめ問題に積極的に取り組んでいきます。

##### 玉野市いじめ問題対策連絡協議会の役割

- ①基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。
- ②いじめ問題対策専門委員会（下記掲載）が対応する重大事態が発生した場合は、必要に応じて連携を持ち、問題の解決を図る。

#### (5) 玉野市いじめ問題対策専門委員会について



- 重大事態が発生した場合、第三者機関により、必要な事実調査等を行い、事態解決に取り組む。

重大事態と判断されるいじめ事案が発生した場合は、第三者機関である玉野市いじめ問題対策専門委員会を招集し、学校関係者や児童生徒、その保護者等からの聞き取りや必要な調査を行い、事実関係を明らかにし、事案解決に向けて関係者間の調整や教育委員会、学校等へ必要な指導助言を行いながら、随時、連絡協議会へ報告し、連携して問題解決に取り組みます。

##### 玉野市いじめ問題対策専門委員会の役割

- ①学校における重大事態と判断されたいじめに関する通報や相談を受けた場合、必要に応じて実態調査や当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。



# 3 学校が行ういじめの防止等に関する取り組み

## (1) 学校いじめ防止基本方針の策定と推進組織の構築



- 学校いじめ防止基本方針を策定する。
- 学校のいじめ対策推進と課題解決のための組織を構築する。

学校は、いじめ防止等の対策のための組織を中核として、校長の強いリーダーシップのもと、教職員の協力体制を確立し、教育委員会等の関係機関と適切に連携しながら、いじめの未然防止のため組織的な取り組みを積極的に推進できるよう、学校いじめ防止基本方針を策定し（法第13条）、各学校のホームページへ掲載するとともに、様々な方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じます。また、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明します。

なお、学校いじめ防止基本方針を定める意義は、次のとおりです。

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が組織としての一貫した対応となります。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童生徒及びその保護者に対し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめ発生の抑止につながります。
- ・加害児童生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童生徒への支援につながります。

作成した学校いじめ防止基本方針に基づくいじめ問題への様々な取組の充実、認知したいじめへの適切な対応のため、学校の実態に合わせて「校内いじめ問題対策委員会」を組織します。

また、学校評価において、学校いじめ防止基本方針に基づく、いじめ未然防止、早期発見、いじめへの対処等の取組の実施状況を評価項目に位置付け、評価し、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの未然防止等のための取組の改善を図ります。

## (2) いじめの未然防止のための取り組みの推進について



- いじめを許さない学校風土の醸成を図る。
- 道徳教育及び体験活動等の計画的・継続的な取組の充実、情報モラル教育の推進等、総合的な教育活動の充実を図る。

学校では教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」との理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む指導支援の観点が大切です。

こうした意識を基盤として、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを進めることが重要です。

そのためには、いじめの未然防止に関する計画的・継続的な指導計画の作成が必要で

あり、道徳教育の推進や積極的な体験活動、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめ防止に資する活動等の実施とともに、基礎学力の保障や規範意識の向上等の多角的な教育を進めていく必要があります。

#### ①道徳教育の充実による豊かな心の育成

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、道徳授業の充実とともに学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進します。

また、児童生徒の発達段階に応じて認め合い支え合える態度の育成に努め、様々な場面で具体的な態度や行動に現れるよう取組を推進します。

#### ②体験活動等の推進による社会性の育成

児童生徒の豊かな情操や他人とのコミュニケーション能力、読解力、思考力、判断力、表現力等を育むため、読書活動や対話・創作・表現活動等を取り入れた教育活動を推進します。また、生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、学校における自然体験活動や集団宿泊体験、ボランティア活動等の様々な体験活動等を推進します。

#### ③児童生徒の主体的な活動の推進

いじめを許さない風土を児童生徒の中から醸成していくため、児童会・生徒会において、いじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動や、相談箱を置くなどして児童生徒同士で悩みを聞き合う活動等、主体的な活動を推進します。

#### ④情報モラル教育の充実

インターネットや携帯電話を利用したインターネット上のいじめ等への対応のため、情報モラル教育の充実を推進します。また、ネット上の不適切なサイトや書き込み等を発見するため、児童生徒が気軽に相談できる校内教育相談体制をより整備し、保護者に対して、携帯電話等のもたらす様々な問題について、啓発に努めます。

#### ⑤児童生徒がストレスを感じない学校づくりの推進

児童生徒がいじめへ向かう要因の多くに個々の抱えるストレスがあります。児童生徒の感じるストレスの軽減は、いじめの未然防止のためには重要です。授業のユニバーサルデザイン化による特別支援教育の視点に立った授業改善等の学力保障のための取組や補充学習等の個別支援を推進することにより、一人一人の学習能力に対するストレスを軽減させたり、学級や学年、部活動等の様々な集団において、ストレスを感じない人間関係構築を意識した集団づくりに取り組み、児童生徒がストレスを感じない学校づくりに取り組みます。

#### ⑥教職員の資質向上

教職員がいじめの問題に対して、その態様に応じた適切な対処等ができるよう、教育委員会等と連携し、教職員研修の充実を図ります。また、心理や福祉の専門家等と連携し、教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修に取り組みます。

なお、教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうる場合もあること、特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童生徒の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの遠因となりうるものであること等を教職員研修等により理解を促します。

### ⑦特に配慮が必要な児童生徒への支援の充実

発達障害・性同一性障害等の障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒または原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に適切な支援を行うとともに、積極的に校内研修を実施し、教職員の意識の向上を図るとともに、保護者や関係機関等との連携、周囲の児童生徒に対する日常の指導を組織的に行います。

### ⑧地域や家庭との連携促進

教職員だけでなく、保護者や地域等の多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、PTAや地域の関係団体との連携促進や、学校運営協議会や地域学校協働本部、地域子ども楽級など、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を充実し、保護者に対してもいじめを許さない適切な家庭教育が行われるよう、啓発に努めます。

## (3) いじめの早期発見の取組の充実について



- 校内教育相談体制の充実を図る。
- 情報共有体制を整備する。
- 保護者や地域への啓発活動に取り組む。

#### ①教育相談体制の充実

教職員は適切なカウンセリングマインドを持ち、児童生徒が何でも相談できる人間関係づくりに努めるとともに、定期的な教育相談体制（個人面談の実施等）を充実させます。また、いじめに関するアンケート調査を定期的に行い、児童生徒の実態を把握するための取組を積極的に行います。

#### ②校内の情報共有体制の整備

校内での児童生徒の小さな変化も見逃さない生徒指導上の情報共有体制を見直し、不断に改善していくことが必要であり、担任だけの判断にとどまらない情報共有と特定の教職員で問題を抱え込まない組織的・積極的な指導支援を行っていく校内の生徒指導体制の充実を図ります。

#### ③保護者や地域への情報提供依頼

保護者や地域に対して、いじめに関する情報（疑いも含む）を察知した時点ですぐに学校へ連絡し、情報を提供する姿勢を醸成するための機会を捉えた啓発活動に努めます。

## (4) いじめへの対応について



- 被害児童生徒の支援を最優先とし、いじめ問題対策委員会による組織的対応を行う。
- 明確な事実把握を行う。
- 被害児童生徒の心に寄り添った支援を行うとともに、加害児童生徒に対し毅然とした指導を行う。
- 所属集団への指導を積極的に行い、再発防止に努める。

### ①いじめ認知時点で

いじめを認知した場合は、迅速に校内いじめ問題対策委員会を招集し、情報を共有し、事案について正しい認識と組織的対応を行います。

いじめの被害児童生徒への支援を最優先としながら、事実確認のための役割分担や指導の見通し等を協議し、被害児童生徒の保護者に状況を連絡します。

また、教育委員会へ報告し、教育委員会等関係機関との連携による事案解決に向けた取組を迅速に行っていきます。

なお、特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込み、いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反するおそれがあることも十分理解し、適切な対応を行います。

### ②事実を明確にする

いじめの実態については、多くの児童生徒が関係していたり、過去にさかのぼって調査したりしなければならない場合もあり、事実を明確にしていくことに限界がある場合が多いですが、関係者からの聞き取りやアンケート調査等、できる限りの手立てを用いて明確にしていきます。また、重大事態等の事案では、市のいじめ問題対策連絡協議会等の介入調査が求められる場合もあるので、教育委員会との連携を密にしながら事実調査に取り組みます。

なお、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、少なくとも当該児童生徒が卒業するまで保管します。当該児童生徒が転校した場合においても、同様に卒業年次まで保管します。ただし、重大事態として対処したものについては、指導要録の保存期間に合わせて、少なくとも5年間保存することとします。

### ③被害児童生徒への支援及び保護者への対応

被害児童等の心に寄り添ったケアを最優先に取り組み、スクールカウンセラー等の専門家の支援も受けながら、安心して登校できる状況を構築します。また、発生した事実と長期的な再発防止に向けた取り組みをできるだけ明確に被害児童生徒の保護者に伝え、協力を仰ぎます。

### ④加害児童生徒への指導及び保護者への対応

加害児童等に対しては、いじめは絶対に許されない行為であるという毅然とした指導により、いじめに向かわせた要因を把握し、その根本的な要因解決に向けた取り組みを行います。また、重大事態を招くような事案の場合は警察との連携により対応し、迅速な事態の解決を図ります。

加害児童等の保護者に対しては、事実を明確に伝え、家庭での規範意識向上への働きかけやいじめに向かわせた要因の解決に向けた支援を依頼します。

### ⑤いじめの構造を意識した集団への指導

いじめには被害児童生徒と加害児童生徒という立場だけでなく、いじめが発生した所属集団での「傍観者」等の集団構造があります。いじめの再発防止のためにも所属集団への指導は不可欠であり、場合によっては傍観者としての責任を感じさせる指導も必要です。あらゆる手立てを講じて、いじめを許さない集団、被害児童生徒を支えることができる集団風土の醸成に努めます。

### ⑥インターネット上の不適切な書き込み等への対応

インターネット上の不適切な書き込み等を行った児童生徒が特定できる場合には、加

害児童生徒に対しては、被害児童生徒に与える影響の大きさを十分に認識させ、反省を促すとともに、被害児童生徒に対する精神的ケアを行います。また、ネットいじめは重大な人権侵害にあたり被害者等に深刻な傷を与える行為であることを全児童生徒に理解させるために、その都度、情報モラルや法的責任についての全体指導を行い、被害者が受ける心の痛みを想像させることや軽はずみな行動でも法的責任が問われること等を指導します。

#### ⑦いじめの解消と継続的な指導

解消している状況に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は被害児童生徒及び加害児童生徒を日常的に注意深く観察し、再発防止に取り組みます。

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要があります。1つ目は被害児童生徒に対して心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通して行われるものも含む）が止んでいる状況が相当の期間（3ヶ月以上を目安）継続していること、2つ目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないと認められることであります。なお、被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

#### ⑧多様な外部人材の活用等による問題解決支援

解決困難な重大事態等が発生した場合は、問題解決を図るため、学校、教育委員会、弁護士・警察等の多様な外部支援人材を積極的に活用できる体制を構築します。

### (5) 基本方針の具現化に向けて

学校は組織力を活かしていじめの未然防止に向け、道徳教育の充実や計画的な体験活動等の様々な教育活動を総合的に実践し、児童生徒の望ましい人間関係づくりや社会性の育成に取り組むとともに、規範意識の醸成等も推進していかなければなりません。

学校いじめ防止基本方針に明記した内容の具現化に向けて保護者や地域と連携をとりながら、教職員一丸となって組織的に推進していきます。

# いじめ問題関係組織概略図

